

協業型 IT 企業等誘致可能性調査業務委託 プロポーザル審査要領

1. 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により協業型 IT 企業等誘致可能性調査業務(以下「本業務」という。)の受託者を選定するための審査方法及び審査基準について定めることを目的とする。

2. 審査

審査は、協業型 IT 企業等誘致可能性調査業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)が行う。

3. 審査方法

審査は、委託候補者の優先順位を決定するものとする。

審査委員別にプロポーザル参加者ごとの評価点を比較して順位を付与し、最も多く第1位を付与された事業者を優先交渉権者(交渉順第1位の委託候補者)とする。最も多く第1位を付与された事業者が複数いた場合は、全委員の合計得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

合計得点が同点の場合は、委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。

優先交渉権者以外の事業者については、全委員の合計得点が高い順で交渉順を順位付けすることとする。

なお、委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、委託候補者としては選定しないものとする。

4. プレゼンテーション審査

(1)プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

(2)プレゼンテーションの方法は提案者の任意とし、会場設営(スクリーン、プロジェクター設置)については、本市が行う。ただし、パソコンは確保しないので、必要に応じて各自が準備する。

(3)プレゼンテーション用資料は、審査企画提案書の記載内容を追加もしくは修正しない範囲で、目次やブリッジスライドの挿入や提案の補足を入れることができる。

5. 審査基準

審査の基準は別表のとおりとする。

協業型 IT 企業等誘致可能性調査業務 プロポーザル審査基準表

[別表]

審査項目		主な審査の着目点		配点
①	業務理解度	目的理解度	本市が示した業務目的を理解した上で提案しているか。	15
		仕様書の理解度	提案内容が仕様書の項目を踏まえた内容となっているか。	15
②	事業の企画	的確性	提案内容が本市のニーズと合致しているか。	10
		効率性	提案内容が効率的であり、効果が得られるものとなっているか。	10
③	実施体制	業務遂行にかかる体制	・ 業務遂行にかかる体制が十分に整っているか。 ・ 提案内容を裏付ける類似実績があるか。	15
		業務全体のプロセス	企画から納品までのスケジュールについて、実現可能な提案がされているか。	15
④	プレゼンテーション	・ プレゼンテーションの内容が明確かつ簡潔なものか。 ・ 本業務に対する意欲が感じられるか。		15
⑤	価格	・ 提案内容に応じた適切な価格であるか。		5
合計				100

- ・ 評価の際は、各項目の主な着眼点を参考に、審査項目ごとに５段階で評価を行う。
- ・ 評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているかまたは劣っているかを判断するものとする。
- ・ 評価には、下記のとおり対応する点数を設け、当該項目の点数とする。
 - ・ 大変優れている：１０点（①，③，④は１５点、⑤は５点）
 - ・ 優れている：８点（①，③，④は１２点、⑤は４点）
 - ・ 普通：６点（①，③，④は９点、⑤は３点）
 - ・ 劣る：４点（①，③，④は６点、⑤は２点）
 - ・ 大変劣る：２点（①，③，④は３点、⑤は１点）